

コラム

～里親制度の現状～



社会的養育を必要とする子どもたちが、どのような環境の下で育つことが望ましいかを第一に考え、子どもが権利の主体であるという原則のもと、全ての子どもたちの最善の利益を保障していくことを目的に、令和2年3月に「名古屋市社会的養育推進計画」をつくりました。名古屋市では、この計画をもとに里親やファミリーホームにおける家庭養護の推進に取り組んでいます。

●里親等委託の推進

- ・目標とする里親等委託率…34.8%（令和11年度）
- ・ファミリーホームの推進（開設数増、稼働率向上）
- ・里親と関係機関による「チーム養育」に向けた有機的な連携

里親からのメッセージ

子どもたちと出会えて自分達も成長できました。

「大切に育てていただきありがとうございました。」との親御さんの言葉がとてうれしかったです。

一人で多くの子どもたちが、家庭で過ごすことができますように！

一緒に里親しませんか？たくさんの仲間が待ってますよ！

預かったお子さんからもらった手紙は宝物です。「自分の子どもでもないのにいろいろしてくれてありがとうございました。」に思わず涙がこぼれました。

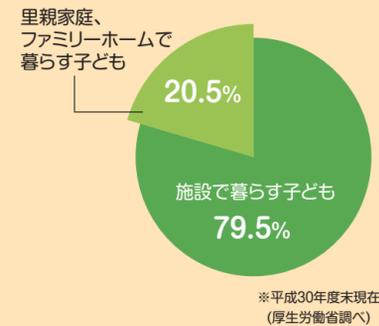
自立した子どもたちが、もう一つの実家として遊びに来てくれます。里親をやっても良かったなと思います。

名古屋市社会的養育推進計画

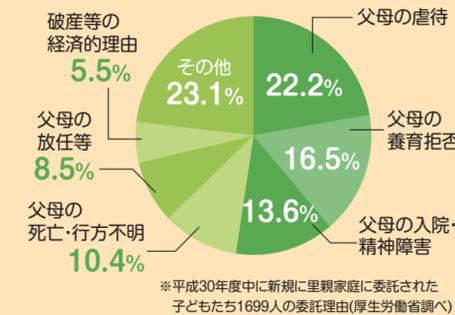
(令和2年度～11年度)

どんな子どもたちが里親を必要とするの？

虐待、経済的理由、親がいないなどの理由で親と暮らせない子どもたちは日本に約4万5000人



■里親に委託された理由



名古屋市里親会 こどもピース

全国各地に、里親制度の普及啓発のための活動や研修、里親同士の交流を通じた養育知識・技術の向上や里親同士の親睦などを行う里親会があります。名古屋市では、名古屋市里親会が同じような経験をした里親同士が気軽にサロンなどで集まったり、勉強会やイベントを開催したりして支え合っています。里親登録に合わせて、名古屋市里親会への参加をすすめています。里親会に興味がある方は、名古屋市里親会事務局(TEL 052-933-6446)へお問い合わせ下さい。

ファミリーホーム

「ファミリーホーム」とは、様々な事情があって家族と暮らすことができない子どもたちを養育里親経験者や児童養護施設職員経験者など経験豊かな養育者が自身の家庭に迎え入れ養育する「家庭養育」の制度(第二種社会福祉事業)です。最大で5人ないし6人の子どもたちを受け入れ、子ども同士の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、自立を支援することを目的としています。

お問い合わせ先

中央児童相談所

千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区、名東区にお住まいの方
名古屋市昭和区折戸町4丁目16番地(児童福祉センター内)
TEL (052) 757-6111 (代)
FAX (052) 757-6122

西部児童相談所

西区、中村区、熱田区、中川区、港区にお住まいの方
名古屋市千種区小坂町1丁目1番地の20
TEL (052) 365-3231
FAX (052) 365-3281

東部児童相談所

瑞穂区、南区、緑区、天白区にお住まいの方
名古屋市緑区鳴海町字小森48番地の5
TEL (052) 899-4630
FAX (052) 896-4717

里親になりませんか？



名古屋市里親啓発ロゴ「つなごーや」

里親とは、親の病気や離婚、虐待など様々な事情によって、温かい家庭のぬくもりを求めているお子さんを自分の家庭に迎え入れ、愛情と理解をもって養育してくださる方のことです。

名古屋市 里親

検索

名古屋市では里親を募集しています。



里親普及啓発動画



里親の声 里親と里子が深く繋い家庭のカナチ

名古屋市

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

里親制度とは

里親制度は、保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもの養育を、里親として認定された方にお願いする児童福祉法に基づいた公的な制度です。里親には次の種類があります。

養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親	養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親	養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親	実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

認定要件

心身とも健全であり、子どもの福祉を理解し、社会的養護の担い手として児童相談所などの関係機関と協力して、子どもの養育をしていただける方で、以下の要件が必要になります。

- ※要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を持っていること
- 経済的に困窮していないこと
- 養育里親・養子縁組里親研修を修了していること
- ※里親希望者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと

※要保護児童
保護者のない子ども又は保護者に監督保護させることが不適当であると認められる子どものことをいいます。

※欠格事由
●禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

●児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

●児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

里親になるまでのステップ

1 相談

里親制度について詳しく説明します。どのような要件があるのかなど、まずはお気軽にご相談ください。

2 申込

児童相談所の担当職員が面談のうえ、必要なことをお伺いします。里親についてご理解いただきましたらご家族同意のうえでお申し込みください。

3 調査・研修

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、調査を行います。その間、里親制度等に関する研修や施設での実習を受講していただきます。

4 審査・登録

社会福祉審議会の審査を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。(申込から登録まで、目安として半年程度を要します。)

5 更新

養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講していただきます。

教えて里親Q&A

Q1 里親って養子縁組のことなの？

A. 里親には養子縁組里親や、事情があって家庭で生活できない子どもを一定期間養育していただく養育里親などがあります。里親=養子縁組ではありません。

Q2 子育ての経験がなくても、里親になれるの？

A. 大丈夫です。里親として子どもを迎え入れるために必要な知識などは登録前、登録後の研修で身につけることができます。

Q3 何か特別な資格は必要？

A. 所定の研修を受けるなど一定の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親に望まれるのは、子どもへの豊かな愛情です。

Q4 共働きでも里親になれるの？

A. 共働きでも里親になることができます。子どもを養育するため、保育所や放課後児童クラブ等を活用している里親もいます。

Q5 実子がいても里親になれるの？

A. 実子がいても里親になることは可能です。家族の一員である実子の理解や協力が必要になります。

Q6 年齢制限はあるの？

A. 定められた制限はありませんが、生活状況等をお伺いしながら、相談させていただきます。

Q7 家の広さなどは？

A. 子どもが生活するために必要な広さがあれば大丈夫です。年齢によって男女を別の部屋にするなどの配慮は求められます。

Q8 ペットがいるけど、子どもは委託されるの？

A. ペットがいても適切に届けられ、清潔が保たれていれば大丈夫です。ただし、動物アレルギーがある子どもは委託できません。

Q9 どのくらいの期間、子どもを預かるの？

A. 子どもとその家庭の事情によって児童相談所が判断します。数日の場合もあれば、数年、又は自立するまでという場合もあります。予定していた期間が変わることもあります。

Q10 週末だけ預かることならできそうだけど？

A. 保護者が一時的に養育困難になったときに数日間お預かりする「ショートステイ里親」があります。ときどき里親になるというカタチもあります。

Q11 里親にはどんなサポートがあるの？

A. 児童相談所や里親支援専門相談員が、家庭訪問や電話で相談に乗ります。悩み等を情報交換できる里親サロンや、休息のために一時的に子どもを預かるレスパイトケアを利用できます。

Q12 子育てにかかる費用はどうなるの？

A. 子どもが委託されると、子どもの生活費、教育費、医療費などが公費で支払われます。

Q13 預かる子どもの希望は出せるの？

A. 子どもを選ぶことはできませんが、ご家庭の事情に合わせて希望は伺います。

Q14 知り合いの子どもを里子として預かることはできるの？

A. 子どもの委託は、児童相談所において里親と子どもの状況を考慮して決めていきますので、里親の希望のみで委託児童を決めることはできません。

Q15 里親になったら、どのくらいで子どもが来るの？

A. 里親と子どもの相性や受け入れ環境が整っているか、また子どもや実親の意向なども確認しながら、児童相談所で委託が適当かどうかを判断します。里親登録されたら、どのくらいで子どもが委託されると一概に決まっているものではありません。

Q16 夫の仕事が忙しく、平日の研修が受けられないので、妻だけの登録でも大丈夫？

A. 登録は夫婦のどちらか一人でもでき、児童の委託も受けられます。しかし、里親は家族の協力が必要不可欠です。できるだけご夫婦で研修を受講し、登録していただくようお願いしています。また、養子縁組里親については夫婦での登録が必要です。

Q17 子どもを預かる際に、保険はあるの？

A. 万一、養育中のお子さんが事故にあったり、事故などを起こして里親に賠償責任が発生する場合に備えた全国里親会の「里親賠償責任保険」があります。子どもを委託する際には、保険の加入をすすめています。名古屋市の補助により保険料の負担はありませんが、名古屋市里親会への加入が必要になります。